

おんが

所 役 場
 遠 賀 町 編 集 発 行
 遠 賀 町 庶 務 課
 印 刷 所
 冷 牟 田 印 刷 合 資 会 社

「災害から国民を守る消防団」

郡内消防団消火訓練実施

去る十月十九日(日)、遠賀郡内各消防団の団員一七七名が出動し、消火訓練が実施されました。想定は、午前八時三十分遠賀町役場裏Aアパート炊事場から出火したので役場のサイレンを吹鳴し、遠賀町消防団員はただちに火災現場に出動するように命令が出された。

午前八時五五分火災は延焼拡大しBアパートへ類焼、大火災になる恐れがあり、遠賀町消防力では防範出来ないと判断、遠賀町消防団長は伝令を発し、遠賀町役場直に命令し水巻、芦屋、岡垣の三町に応援要請をなす。役場当直は、午前九時受付ただちに三町に電話要請をなす。

議会だより

第五回臨時議会開催される

応援町、水巻町消防車二台は午前九時四分、芦屋町消防一車台は午前九時六分、岡垣町消防車一台は午前九時十分それぞれ遠賀町消防団員の水利誘導により、水利部署に到着し消火に努めた結果、午前九時二十五分に鎮火し、訓練を午前二時五〇分に終了した。この訓練は遠賀郡内各町消防団相互応援協定に基づき実施したものであります。各町が各々協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的としております。

去る十月六日午前九時から遠賀町第五回臨時議会が開催され、付議された主な議案とその結果の概要をお知らせいたします。

○第四六号議案
 計補正予算
 補正額は三、一九四万円
 で主として産炭地域開発就労事業費保健衛生費などの補正です。

○第四三号議案
 専決処分の承認について
 (一)一般会計補正予算第三号
 (二)社会福祉費予算を七十七万
 円補正
 ○第四七号議案
 職員の仕事の宣誓に関する
 条例制定

○第四四号議案
 教育委員会委員の任命に関する
 同意
 教育委員会委員に遠賀町虫
 生津 纏手勉氏が再任

○第四八号議案

職員懲戒の手續及び効果
 に関する条例制定



町民の動き

9月末	2,328世帯
男	4,497人
女	4,894人
計	9,391人
9月異動	+ 9世帯
男	+ 10人
女	+ 18人
計	+ 28人
10月末	2,337世帯
男	4,507人
女	4,912人
計	9,419人

一九七〇年世界農林業センサス

実施について

農林省では昭和四五年二月一日現在で農林業センサスを実施します。

この調査は「経済統計に関する国際条約」に基づき、FAOが提唱する一九七〇年世界農林業センサスに参加して実施するものであり、FAOの要請するところに基づき、農業の国際比較に必要な統計を作成し、国際協力に資することとしていきます。

「この調査は」農林省が都道府県、市町村にお願いして行なうもので全国でおよそ二〇万人の人々が調査員に任命され、実際の調査を担当してもらうことになっていきます。四五年二月一日前後すべての農家を訪問することになっていきます。

「この調査は」農林省が都道府県、市町村にお願いして行なうもので全国でおよそ二〇万人の人々が調査員に任命され、実際の調査を担当してもらうことになっていきます。四五年二月一日前後すべての農家を訪問することになっていきます。

「この調査は」農林省が都道府県、市町村にお願いして行なうもので全国でおよそ二〇万人の人々が調査員に任命され、実際の調査を担当してもらうことになっていきます。四五年二月一日前後すべての農家を訪問することになっていきます。

- 島津 矢野英利
- 君松 丸井博暢
- 鬼津 二村幸光、井口直孝
- 尾崎 吉浦勝嘉
- 林寿太郎、門司好弘
- 中西良三郎
- 別府 花田扇次、秦 玉彦
- 安藤貞昭
- 千代丸 花田次男
- 上別府 石松芳城、岩崎昭幸
- 高 孝士
- 若葉台 豊沢健一
- 中津 浅木 副田 財
- 老良 末松貞次
- 木守 石松 正、村田光弘
- 今古賀 柴田智隆
- 遠賀川 泉原武彦
- 旧 柴田清昭
- 広渡 柴田誠太郎、桑原繁人
- 松の本 柴田利彦
- 道管 山口安衛
- 虫生津 古野克憲
- 浅木 副田 財
- 老良 末松貞次
- 木守 石松 正、村田光弘
- 今古賀 柴田智隆
- 遠賀川 泉原武彦
- 旧 柴田清昭
- 広渡 柴田誠太郎、桑原繁人
- 松の本 柴田利彦
- 道管 山口安衛

北九州近郊やさいの荷姿改善 実施について

青果物の流通合理化、近代化については各方面から要望されておりますが、北九州市においても中央卸売市場の移転建設が計画されております。

このような現況に即してこれらの近郊やさいの販売は「見せましよう」の時代ではなく省力化と荷口の大型化により計画的に而も共同で出荷することが強く要請さ

れるものであります。

一方生鮮食料品として衛生面からも取扱については考慮されなければなりません。

今回第一段階として荷姿や規格の統一を計ることにいたしましたので秩序ある近郊やさいとして出荷されますよう生産者の皆様方に切にお願い致します。

北九州市市場青果物荷姿改善対策協議会

実施期間 11月2日から3月31日まで

品目	区分	標準		荷造り資材	摘要
		一 梱包	把数		
はくさい				10kg	ポリ袋
きゃべつ				10kg	ポリ袋
〃				20kg	ポリ袋
大 根	10本	1袋			ポリ袋
人 参	5本	10把	50本	角底ポリ(中)	山売り葉つき
〃	10kg			ポリ袋	kg売り葉切り
大 カブ	20本				山売り葉つき
〃	10kg			ポリ袋	kg売り葉切り
中 カブ	3本 5本	10把 20把		角底ポリ(大・中)	山売り葉つき
小 カブ	5本	20把		〃(中・小)	山売り葉つき
大 ネギ			2kg	ポリシート	kg売り
中 ネギ	1把100g	50把	5kg	ロンネット又は角底ポリ(大・中)	kg売り
小 ネギ	1把100g	20kg	2kg	ロンネット又は角底ポリ(小)	kg売り
ほうれん草	1把200g	30kg		角底ポリ(大・中)	山売り把作り自由
春 菊	1把100g	30kg		角底ポリ(中)	山売り
サ ラ ダ		20本		角底ポリ(中)	大中小等級別
レ タ ス			10kg	ダンボール箱	大中小等級別個装
ニ ラ	1把100g	30kg		角底ポリ(小)	

- 備考 (1) 標準規格を守ること。 (2) 端数はなるべく作らないこと。
- (3) 入目5%以上とすること。 (4) 品質内容については同一のものを袋づめとすること。

農繁期を迎えた遠賀平野

収穫作業の機械化目立つ

——留守宅は防犯と火の用心を——

黄金の波打つ遠賀たんぼは一月に入り一斉に稲の収穫作業が始まった。

今年は今頃的好天候に恵まれ、良好な品管理のもとに史上一番目の豊作予想が農林省から発表されている。本町での稲のときはえも上々で不作だった昨年と比し農家の表情は一段と明るい。

あちらこちらでエンジンの音高くバインダーやコンバインなどの機械化が一段と普及してきたのも今年の特徴である。機械の値段は決して安いものではないが人手不足は深刻化し、背に腹はかえら

れないのが農家の真実のようだ。

世間ではお米が豊作になれば余剰米が増え繰越米の処分が問題になつていようだが、水田地帯をもった本町としてはやはり米は農家の主幹作物であるだけに大いに収穫をあげてもらいたいものである。

また農繁期には「空東ねらい」と火災「がつきもの、チョットした不心から大きな災難を引き起こすもので戸締りと火の用心は呉々にも注意下さるよう。

写真は稲の刈取り実演会(町内若松にて)



法を守って楽しい狩猟

◎狩猟には、猟銃所持許可証狩猟免状、狩猟者記章を携帯すること。

◎日出前、日没後は銃猟できない。

◎銃猟が禁止されている場所

○人畜、建物、汽車、電車などに向つて、または市街地

○公道、公園、社寺境内 墓地

○保護区、休猟区、禁猟区

◎本年は国道三号線以北の遠賀郡一帯が休猟区に指定され銃猟が禁止されている。

〔猟銃取扱い上の心得〕

○銃口は絶対に人に向けない

○銃には常に弾が装てんされていると思つて扱つ

○銃を手にしたときは、弾が装てんされていないか確かめる。

○発射の時以外はひきがねに指を

ふれない。

○発射するときは、かならず先を確める。

○銃口内に異物がある場合は、発射しない。

○銃を人に貸したりさわらせない。

○酒を飲んだら銃を手にしない。

〔猟銃の携帯保管上の心得〕

○常に適当な容器に入れて携帯運搬する。

○携帯運搬中は弾を装てんしない。

○銃は鍵のかかる場所に保管する。

○銃の保管場所に弾や火薬をあつかわぬ。

○家族や友人から銃を持ち出されないようにする。

秋季全国火災予防週間

一、目的 この運動は、これからの火災多発期を迎えるにあたり、国民ひとりひとりの防火意識の向上をはかり、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期すること

を目的とする。

二、期間 昭和四四年一月二

六日から二月二日まで

三、その他 火災のシーズンになりました。

火災の早期発見、初期消火、早期通報(一九番)により火災を防ぎましょう。

メートル法換算

遊びを撲滅しよう

シンナー・ボンド

遠賀町でも一部の高校生を含む少年がシンナーボンドの毒牙にかかっています。家庭内でも、青少年の動作に気をつけて皆の手で代を背負うことも悪魔の手から守りましょう。

昭和四一年四月から土地、家屋の面積もメートル法が施行されました。したがって今までの坪数歩は廃止され尺貫法の教育をうけられた方々は非常にお困りのこと存じます。このたび帝園市町村地区刊行会で各法令換算率に基づき

- 一、申し込み先 役場経済係
- 一、価格 三五〇円

国民健康保険税 第三期分

納期限 二月三〇日

納期限内に納めましょう

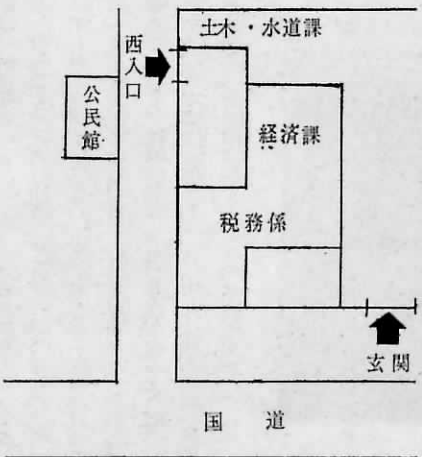
一一九番は平時に使ってはなりません

町内電話の自動開式に伴ない、最近一一九番の電話を一般の用件で使用される方がありますので火災以外の場合は一切使用されないようにして下さい。

火災が発生して消防機関に通報しようとしたとき一一九番が話し中であった場合は通報が遅れて思わぬ事態を引き起さないとも限りません。

庁舎一部改造のお知らせ

税務係・経済課・土木課・水道課に御用の方は西側入口からお入り下さい。



道路工事施行について

漏水防除事業のため皆さまに大へんご迷惑をおかけすると思われませんが御協力下さるようお願いいたします。

場所 鬼津高黒地内

記

役場の臨時職員募集 (期間は二・三ヶ月間)

役場臨時職員を希望される方は自筆履歴書を添えて申し込んで下さい。毎年四人か五人位雇入れれます。

工期 二月一五日から三月二〇日まで
連絡先 八幡農林事務所耕地課
電話 六九一四五六六

戦没者の遺族の方へお知らせ

昭和四四年一月一日から援護法の一部が次のとおり改正されました。

1. 遺族年金、遺族給与金が今年一月分から増額され新証書が交付されます。手続きは遠賀川郵便局から「遺族年金、遺族給与金受給者現状届の用紙をもらって、所要事項を記入のうえ、住民票写し(昭和四四年一月一日現在、配偶者の場合は世帯員全員が記載してあるもの)」と現在手持ちの証書又は振替預入の保管証書を添付し、遠賀川局へ二月二〇日までに提出して下さい。
2. 戦没者が遺族援護法に加保として融資を受けている人は公庫の指示に従って下さい。
3. 戦没者が遺族援護法に加入された。
 - 1 旧防空法による防空監視員
 - 2 内地において職務関連傷病により昭和一六年二月八日以後死亡の被徵用者(動員学徒、徵用工等)
 - 3 軍人軍属が内地等において職務関連傷病により死亡した場合、従来の退職から死亡までの期間四年(結核、精神病は二年)の制限が撤廃されました。
 - 4 遺族一時金の支給要件が緩和され、従来の退職から死亡までの期間二年(結核、精神病は六年)が四年(結核、精神病は八年)に延期されました。

特別弔慰金 支給法一部改正

- 戦没者等のご遺族又は戦傷病者等の妻に一〇万円、五万円、三万円の次の特別給付金が支給されます。
- ① 戦没者の父母等に対する特別給付金の一〇万円は、昭和二年七月七日以後に死亡された軍人軍属等の父母又は祖父父母で昭和二年四月一日現在、公務扶助料遺族年金等を受けている者で戦没者の死亡当時子や孫があっても戦没者と氏が違うことが第一条件で第二条件として戦没者の死亡後昭和四年三月三十一日までの間に同じ氏の子も孫も生じなかった場合に支給されます。
 - ② 戦没者等の妻に対する特別給付金の五万円は、昭和二年七月七日以後に負傷又は病氣になり昭和三年四月一日現在において傷病年金の一款症二款症又は傷病年金の二款症三款症の年金等の支給を受けている戦傷病者の妻に支給されるものです。
 - ③ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の三万円は昭和一六年一月二日八日以降に亡くなられた戦没者の遺族で昭和四年四月一日現在、公務扶助料遺族年金等をもらっていない戦没者の父母、孫、祖父父母又は兄弟姉妹で前回の特別弔慰金の受給資格がなかった場合に限り昭和四四年一月一日生存されている上順位の次の遺族に支給されます。
- ア、戦没者の死亡当時戦没者と生計関係がなかった者
イ、戦没者の死亡後遺族以外の者の養子となっている者
ウ、戦没者の死亡後遺族以外の者と氏を改めた婚姻をした者
以上の特別給付金又は特別弔慰金は法律の一部改正により昭和四四年一月一日から支給されています。昭和四七年九月三〇日まで請求しないと時効になります。